

諮問庁：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

諮問日：平成30年2月21日（平成30年（独情）諮問第12号）

答申日：平成30年9月6日（平成30年度（独情）答申第26号）

事件名：特定工事に起因する特定個人の建物等への損害の補償に係る協議内容を記録した文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書9（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、弁護士の氏名の部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月6日付け鉄運総広第170203001号により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

当該開示決定に、平成28年10月30日付け法人文書開示請求書（補正前）（以下「補正前の開示請求書」という。）の開示請求文書等が含まれていない。公文書管理法4条は、行政機関の職員に、「経緯も含めた意思決定に至る過程を検証できる行政文書」の作成を義務づける。当該開示請求文書等は、開示対象文書であり、かつ開示該当文書である。よって、当該開示決定の取消しを求める。

電話及び面談において平成2年の不法行為に対するその損害賠償も含めた責任等の説明を受けたが、説明責任を果たすものではない。説明力及び説得力を欠く補償の考え方、予算手当及び時効の成立等を理由とした省略説明、説明責任を果たす上で影響を及ぼさない当時の経緯記録の「無」を理由の説明回避等が挙げられる。平成28年10月30日迄の

6年超，複数の事実が顕在化した，その姿勢は変わらず，未だ説明及び対応に対する疑念・疑問が払拭されない。この疑念・疑問を払拭すべく又説明責任を果たすべく，6年超に及ぶその協議の内容を記したすべての文書等の開示が不可欠である。

(2) 意見書

ア 審査請求概要について

平成2年の特定構造物工事に起因した（居住）建物等への損傷等の未補償事案について，「当時の職員の対応について」の説明要請に対する説明回避の理由とその説明を，（不法行為による法的解釈（消滅時効）で解決済とし）省略していいという話しではない。

イ 開示請求文書等について

（ア）自平成22年9月1日至同年11月2日付文書（補正前の開示請求書（別紙の3。以下同じ。）のア関係）

開示した文書は電話のやり取りであり，開示請求該当文書ではない。平成23年7月29日及び同年8月26日の面談における説明の根幹部分が理由説明書（下記第3。以下同じ。）に載っていないので補足しておきたい。①当時の補償に関する文書の存否については否定した上で，②建物事前調査辞退で③事前調査を行っていない建物等は事後調査の対象とならず，したがって補償の対象外となる。他の説明も含めた説明内容決定過程を記した文書の開示請求である。

（イ）平成23年12月9日付け問い合わせ（回答）文書（補正前の開示請求書のイ関係）

当該文書要請の際，説明不十分な①破棄・譲渡したとする資料及び②（起因）責任と補償は別問題，とする説明の書き込みを求めた口約束が当該文書に反映されていない。当該文書作成段階における検討過程を記した文書の開示請求である。

ウ 他の開示請求文書等について

①平成26年7月9日付け文書（無回答），②同年8月27日付け文書（無回答），③平成27年2月25日付け文書（未回答），④平成28年9月3日付け文書の写しを添付（略）します。①，②，③対応の開示した文書は，マスキングで内容確認はできない。写し（一部）を添付（略）します。

エ 「地盤変動により生じた建物等に係る損害等処理要領の制定について（依命通達）」（昭和61年11月17日経主第568号）（以下「通達」という。）について

当該通達は，平成25年6月に工事に起因した補償に関する文書を情報公開請求により入手したもので，他に文書はないということであ

る。事前調査から補償額積算に至る手順書であり、補償の有無に関する記述はない。当該通達から①日付より、その存否を否定した文書であること、②説明（法的解釈（消滅時効）は除く）に根拠がないこと、③通達違反及び当時の職員の不作為、が確認できる。

オ 平成25年11月27日付け提訴の取り下げについて

①精神的損害に対する賠償金支払い、②説明回避等につき説明を文書で求める、訴えについて平成26年3月6日にその訴えの「全部」を取り下げとの記述が理由説明書にあるが、正確には「②は地方裁判所の案件であり、本件は①のみとする」事前連絡があり取り下げは①のみである。事実誤認である。

カ 主張について

(ア) 前述したように、①開示した文書がマスキングにより内容確認ができない、②1件は開示請求該当文書ではない、③1件は対応する文書が存在しない、である。

①については、当事者が処分庁と審査請求人であることを考えれば、これほどのマスキングが必要なのか不自然さが否めない。

②については、文書を口頭で説明するのが大原則であり、文書のない説明などあり得ず、説明の根拠がない説明の信頼性はなくなる。

③については、公文書管理法4条は全ての事案についての文書の作成を義務づけていない、とする記述が理由説明書にあるが、作成者側が作成段階で作成の有無を判断する余地はなく、このやり方では検証ができず、いくらでも不都合を隠すことが可能となり、議事録を作らないのは説明責任の放棄であり、これが意図的ならば悪質である。原則として何でも文書法に残す文書主義の徹底が付帯決議でうたわれている。平成28年9月3日付け質問書は、特定諮問事件の理由説明書を踏まえてのものである。対応する文書が存在しないということは、内容確認の上での対処と考えられ、質問を無視する姿勢は誠実とはいえない。また、当該理由説明書は、6年超も説明回避の根拠としてきた説明「（建物）事前調査を行っていない建物等は事後調査の対象とはならず、したがって補償の対象外とする」を「誤り」としている。説明してきた根幹部分の説明が変節した経緯を真摯に語るべきである。

(イ) 理由説明書において諮問庁は、対応する文書が存在しない及び不自然さが否めないマスキング等の原処分に公文書管理法義務違反及び法義務違反はなく、原処分は妥当としているが、公文書管理法の検証可能な文書の作成・保存、及び法の情報公開と説明責任、という各法の趣旨の無視であり、趣旨と原処分の整合性の説明が必要である。趣旨を無視の過度な法適用及び曲解等は、誤用、乱用、悪用

の危険があること、及び民主主義の根幹は情報公開と説明責任であること、等を念頭の適正な法適用が求められる。

(ウ) 処分庁が当時の職員の「通達順守等の有無の検討等」をして、回答とその説明をすればいいだけであり、6年超の時間は要しない。説明回避及び検討等の拒否であるならば、回避理由及び拒否理由とその説明が不可欠である。

キ 結論

平成2年の不法行為未補償事案について「当時の職員の対応について」の説明要請を見送りとしたその経緯も含めた検討過程を記した文書等の開示がない。よって開示決定の取消しと速やかなる説明を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、処分庁に対して行われた別紙の1に掲げる開示請求に対し、処分庁が法9条1項の規定に基づき平成29年2月6日付けで開示決定とした処分（原処分）について、その取消しを求めて提起したものである。なお、本件請求中の特定個人と本件審査請求人は、同一である。

2 審査請求人の主張について

審査請求人が主張する審査請求の理由は、提出文書の記述によると、処分庁が開示した法人文書には、「補正前の開示請求書の開示請求文書等が含まれて」おらず、「公文書管理法4条は、行政機関の職員に、『経緯も含めた意思決定に至る過程を検証できる行政文書』の作成を義務づけ」ており、「6年超に及ぶその協議の内容を記したすべての文書等の開示が不可欠である」と主張しているものである。

3 機構の概要及び特定構造物工事等について

(1) 機構の概要について

機構は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号。以下「機構法」という。）に基づき設立された独立行政法人であり、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を行うとともに、地域公共交通の活性化等のための出資や特例業務として、旧日本国有鉄道の職員の年金の支払い及びその支払いに充てるため旧国鉄から承継した土地の処分、JR株式の処分等を行っている。

(2) 特定構造物工事について

(略)

(3) 審査請求人の建物等への損害等の補償事案について

平成22年9月1日、審査請求人は、機構に架電し、「特定路線の工事に起因して、審査請求人が居住している建物にひびが入った、当時の担当者はこの件について後日連絡すると言っていたが、その後10年以上経過した現在も連絡がない、どうなっているのか」と問い合わせた。機構は、審査請求人から、審査請求人が居住している建物の所在地、機構の当時の担当者名等を聴取した上で、確認結果を後日連絡する旨及び特定路線は平成8年に開業しており、鉄道構造物及び当時の書類は特定会社に譲渡している旨を述べた。

同年9月6日、機構は、審査請求人に架電し、①一般的な工事補償の考え方を説明し、②特定路線は平成8年に開業しており、鉄道構造物及び当時の書類は特定会社に譲渡しているため、確認に時間がかかる旨を説明した。

同年9月30日、機構は、審査請求人に架電し、審査請求人の申出を根拠付ける資料等は見当たらない旨述べ、機構の責任に関する法的解釈（消滅時効）を踏まえて検討する旨説明し、この点を調べて連絡する旨を述べた。

同年10月21日、機構は、審査請求人に架電し、審査請求人の申出に係る被害から相当年数が経過していること及び機構の責任に関する法的解釈（消滅時効）等を説明し、審査請求人の申出について補償できない旨を説明した。これに対し、審査請求人は、機構に対し、道義的責任がある、納得できないと述べ、不服の申立てができる場が機構にないかと機構に質問した。機構は不服の申立てを受けられる場が機構にあるかを確認し、改めて回答すると述べた。

同年11月2日、機構は、審査請求人に架電し、9月に申出があったから11月まで対応が長引いたことをお詫びした上で、①審査請求人の申出内容等を確認できる資料が見つからないこと、②機構の責任に関する法的解釈（消滅時効）を踏まえ、審査請求人の申出について補償できないこと、③不服の申立てを受けられる場は機構に無いこと、④希望に沿えず残念だが、審査請求人の申出に対する機構の対応をこれで打ち切りたいと考えていること等を説明した。審査請求人は、機構に対し、機構を所管する国土交通省には、不服の申立てを受け付けるところはないのか、国土交通省に機構が誠実に対応しなかったことを訴えたい旨述べた。これに対し、機構は、審査請求人に対し、国土交通省にそのような場所があるかは承知していない、これまで真摯に対応してきたと認識しているが理解して頂けなかったのは残念である、審査請求人が国土交通省に訴えることについては、機構は何も言うことは無い旨を述べた。

平成23年7月29日、機構は、審査請求人の申出（直接会って建物補償の考え方について説明を受けたい、これまでの機構の対応について

の審査請求人の考え方を伝えたい旨の申出)を受けて、審査請求人と面談した。この席で、機構は、審査請求人に対し、その求めに応じ建物補償の考え方について説明し、機構の工事に起因して損失が生じた場合には補償を行うこと及び審査請求人の申出については補償できない旨等を説明した。審査請求人は、機構に対し、①審査請求人の建物の亀裂は昭和64年中に発生したと思う、②審査請求人には落ち度が無い、機構に責任があるのに責任を取らないのはおかしい等と述べた。

同年8月26日、機構は、審査請求人と面談した。この席で、機構は、審査請求人に対し、①本件は20年以上経過しており、現時点では特定路線の工事に起因したという証明が無いこと、②消滅時効にあたる旨を説明し、原告の申出について補償できない旨等を説明した。これに対し、審査請求人は、機構に対し①特定構造物工事を行っていたので、工事が終われば機構が補修工事に来ると思っていた、その後、開業してから来るのかと思っていたが、開業しても来なかった、②20年後になって申出をしている点について、タイミングが悪いとは考えていない、③審査請求人の建物の被害が機構の工事によるものであることを根拠付ける資料について、審査請求人はこれを持っていない、④こうした資料が無いのは機構に責任がある等と述べた。

同年10月19日、審査請求人は、機構に架電し、①機構が不法行為に基づく損害賠償を行わない理由、②機構は不法行為をしていないと主張しているが、その根拠・理由、③機構は建物にクラックが生じたことに責任があるということと、これに対する損害賠償義務があるということとは別物であると主張しているが、その根拠・理由を文書で回答するよう、また、平成22年9月に審査請求人が機構に電話連絡してから9か月も機構がこれへの対応を放置した理由を示すよう、求めた。

同年12月9日、機構は、上記の審査請求人の求めに応じ、「貴殿住居の損傷については、年月の経過により特定路線建設工事に起因するものであるかどうかを判断でき」ない、「仮に住居の損傷が工事に起因するものであったとしても、法律上の時効が成立していることから補償には応じられ」ない旨の回答書を作成し、これを審査請求人に郵送した。

平成24年1月13日、機構が、審査請求人の電話を受け審査請求人に折り返し架電したところ、審査請求人は、機構に対し、国土交通省に連絡して、ある程度の話聞いたので、もう結構である、機構の対応の仕方は分かった旨を述べた。これに対し、機構は、審査請求人に対し、分かりました旨述べた。

同年10月5日、審査請求人は、機構に架電し、本件回答書について、この回答書では審査請求人の質問に対する回答になっていない、機構は責任があるのと責任を取るとは別問題だと言っていたが、責任と法律の

関係を教えてほしい等の質問をし、機構から説明・連絡が無い対応には問題があるのではないか等と述べ、改めて文書にて回答するよう機構に求めた。機構は、審査請求人に対し、改めて連絡する旨述べた。

同年10月22日、機構は、審査請求人に架電し、本件回答書が機構としての最終回答である旨を説明した。これに対し、審査請求人は、機構に対し、正確な回答では無い等と述べた。

同年11月15日、機構は、審査請求人と電話で話し合いを行い、これまでと同様、機構の見解を説明したが、審査請求人の納得は得られなかった。

平成25年11月27日、審査請求人は、機構に対し①これまでの機構の対応による精神的損害に対する賠償金として140万円の支払いを求める、②機構が説明回避、回答拒否してきた疑問、疑念に対する説明を文書で求める旨の訴えを特定簡易裁判所に提起し平成25年12月4日、同裁判所より本件は調停に付された。

本調停事件（損害賠償請求調停事件。以下「事件」という。）は、平成26年1月9日に第1回期日、同年2月6日に第2回期日が開かれた、第3回期日である同年3月6日に、審査請求人は、同裁判所に取下書を提出し、その訴えの全部を取り下げた。

平成26年7月9日付けで、審査請求人は、本件に関する質問書を機構に郵送し、これに対し、機構は、同年7月28日に、質問書にてお尋ねの点は事件に関連するものと考えますが、事件は貴殿の訴え取下げにより終了しており、ご回答いたしかねる旨の回答書を郵送した。

同年8月27日付けで、審査請求人は、本件に関する質問書を再度機構に郵送し、これに対し、機構は、同年9月17日に、同年7月28日付けの回答書が最終回答であり、これ以上のご回答は致しかねる旨の回答書を郵送した。

これ以降、審査請求人は、平成27年2月25日付け及び平成28年9月3日付けの2回、上記同様の質問書を、機構に郵送した。

以上のように、機構は、平成22年9月1日に審査請求人の申出・質問に接して以降、これに誠実に対応し、必要な説明を行っている。なお、平成22年9月1日から同年11月15日までの機構の対応の概要については、事件の答弁書においても明らかにしている。

4 原処分及び諮問庁の考え方等について

(1) 本件請求に係る法人文書の特定について

処分庁では、本件請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書9を対象文書として特定し、開示した。

文書1及び文書2は、平成23年10月19日の審査請求人からの架電内容への対応について検討した際の記録である。

文書 3 は、審査請求人への対応にかかる経緯について、平成 24 年 1 月 13 日時点において、時系列に整理したものである。

文書 4 は、審査請求人からの訴えによる事件への対応について検討した際の記録である。

文書 5 は、同事件への対応方針等をまとめた記録である。

文書 6 は、審査請求人からの平成 26 年 7 月 9 日付け質問書への対応について検討した際の記録である。

文書 7 は、審査請求人からの同年 8 月 27 日付け質問書への対応について検討した際の記録である。

文書 8 は、審査請求人からの平成 27 年 2 月 25 日付け質問書への対応について検討した際の記録である。

文書 9 は、機構外部からの問い合わせへの対応方針について、平成 24 年 7 月 31 日に機構内で共有した際の文書である。

処分庁によると、文書 1 ないし文書 8 までは審査請求人への対応等記録として保管された文書であり、それ以外の文書は存在しないとのことである。なお、文書 9 については機構がマスコミ等の対外的な対応が必要な場合の指針を示した内部文書である。

諮問庁としては、処分庁の本件請求に係る法人文書の特定は妥当であったと考える。

(2) 審査請求人の主張に対する検証

審査請求人は、「補正前の開示請求書の開示請求文書等が含まれていない」と主張するが、本開示請求書の提出後、当初記入した対象文書を包括する形で、対象文書をより広範囲とする補正を行っている。

審査請求人が主張する「補正前の開示請求書の開示請求文書」とは、本開示請求文書の取り消し線が引かれた文面から、別紙の 3 のアないしオと読み取ることができる。

これらアないしオと、文書 1 ないし文書 9 について、その対応関係を検証すると、ア及びエのうち平成 28 年 9 月 3 日付け質問書に対応する文書は存在しないものの、イは文書 1 及び文書 2 に、ウのうち平成 26 年 7 月 9 日付け質問書に係るものは文書 6 に、ウのうち同年 8 月 27 日付け質問書に係るものは文書 7 に、エのうち平成 27 年 2 月 25 日付け質問書に係るものは文書 8 に、オは文書 9 に、それぞれ対応する。従って、「補正前の開示請求書の開示請求文書等が含まれていない」とする審査請求人の主張は誤りである。

さらに、本件請求の法人文書開示請求書は、本件理由説明書に添付した別紙 1「審査請求人宛て平成 28 年 11 月 15 日付け法人文書開示請求手数料の納付のお願いについて」（略）、別紙 2「審査請求人宛て平成 28 年 11 月 22 日付け法人文書開示請求書の補正につい

て」（略）及び別紙3「審査請求人宛て平成28年12月20日付け法人文書開示請求内容の補正と開示請求手数料の納付の額についてのおしらせ」（略）のとおり、機構及び開示請求者によって綿密に協議し補正がなされたものであり、最終的には、補正後の法人文書開示請求書の写しを開示請求者（審査請求人）へ送付し請求内容が決定したものである。にもかかわらず「補正前の開示請求書の開示請求文書等が含まれていない」とする審査請求人の主張は、処分庁が行う請求内容の特定作業を否定するものであり、適正な法運用を困難にするものである。

また、審査請求人は、「公文書管理法4条は、行政機関の職員に、『経緯も含めた意思決定に至る過程を検証できる文書の作成』を義務づけ」と主張するが、正しくは、機構は、行政機関ではなく独立行政法人であるため、公文書管理法11条により同法4条を準用するものである。

なお、同法11条により準用する同法4条の規定は、全ての事案について「経緯も含めた意思決定に至る過程を検証できる文書の作成」を義務付けてはいない。審査請求人への対応については、要所で弁護士を交えた協議を行っており、その内容を記した文書については作成・保管されていることから、諮問庁としては、同法の義務は履行されているものとする。

5 その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、諮問庁の判断を左右するものではない。

6 結論

以上により、原処分は妥当であり、また、他に該当する文書は存在しないことから、本件審査請求は棄却すべきものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年2月21日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月12日 | 審議 |
| ④ | 同月29日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年7月9日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年9月4日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

- (1) 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は文書1ないし文書9（本件対象文書）を特定し、その一部を法5条1号、

3号及び4号二に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分に、補正前の開示請求文書等が含まれていない旨主張し、原処分の取消しを求めている。

- (2) ただし、本件開示請求書（補正後のもの）の「請求する法人文書の名称等」欄には、別紙の1のとおり、特定の個人の氏名（開示請求者である審査請求人の氏名）が明記されており、そうすると、本件開示請求は、開示請求者個人に関する情報の開示を求めていると解され、これを法に基づく開示請求として捉えれば、場合によっては、法8条による存否応答拒否の必要性を検討すべきとも考えられるが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該欄に記載された開示請求者の氏名は、本件開示請求の補正の段階で、処分庁の担当職員が書き入れたとのことである。本件対象文書の開示不開示の判断に大きく影響を及ぼすこのような記載を、処分庁自らが行ったということは、法の解釈適用を誤ったものであり、遺憾というほかなく、処分庁には、法の適切な取扱いが厳に求められるものであるが、本件については、上記の処分庁の不適切な対応を考慮し、実質的な審査請求の内容について判断することとする。
- (3) また、本件審査請求書の審査請求の趣旨の記載からは、文書の特定のみを審査請求の対象とするものと解する余地もあるが、審査請求人は、意見書（上記第2の2（2））において、開示された文書の一部がマスキングされており内容確認ができない旨主張していることを併せ考えると、不開示部分によって、本件対象文書の内容が確認できないとの主張であり、不開示部分の開示を求めていると解されるので、本件においては、不開示部分の不開示情報該当性についても判断することとする。
- (4) なお、諮問庁は、理由説明書（上記第3）においては、本件の不開示部分の妥当性について特に説明していないが、原処分を妥当としており、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、不開示部分についても原処分を維持するとのことであるので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。
- (5) ところで、当審査会において本件開示実施文書を確認したところ、文書4の「特定個人の住所並びに弁護士事務所の名称及び所在地」並びに文書6及び文書7の「機構職員の職員番号」及び「弁護士事務所の名称、所在地、電話番号及びメールアドレス」が、マスキング処理をされて不開示部分として扱われていることが認められる。しかしながら、原処分に係る開示決定通知書の「2. 不開示とした部分」欄を見ると、これらの部分が不開示部分に含まれることを前提とした記載が見当たらないことから、原処分においては不開示とされていないものと認めるほかはな

く、したがって、当該各部分の不開示情報該当性については判断しない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 処分庁においては、審査請求人が補正前の開示請求書について補正を希望したので、開示請求書を返戻の上、記載内容について審査請求人と連絡を取り合い調整し双方合意の上、補正前の請求内容も含めた形で補正を行い、その後の開示請求書に基づき、改めて原処分に係る審査を行うこととなった。今般、審査請求を受けるに当たり、審査請求人の主張を踏まえ、諮問庁で文書特定について検証した結果は、下記のとおりである。

イ 「自平成22年9月1日至同年11月2日の協議内容（当該事案対処方針等）を記したもの」に対応する文書は、平成24年1月13日時点において、時系列に整理した文書3の特定路線の工事に起因した工事補償要求への対応が該当する。

ウ 「平成23年10月19日付け問合わせ（回答）の協議内容（文言等）を記したもの」に対応する文書は、平成23年10月19日の審査請求人からの架電内容への対応について、弁護士と検討した際の記録である文書1の特定路線建物補償要求に係る弁護士との打合せ内容文書及び文書2の特定路線の工事に起因した建物補償が該当する。

エ 「平成26年7月9日付け質問書に対する協議の内容（無回答とした）を記したもの」に対応する文書は、機構の職員が審査請求人への対応について弁護士に相談した結果を、機構の総務部長、総務課長及び職員で情報共有した電子メールである文書6の2014年7月17日木曜日18:44送信メールが該当する。

また、「同年8月27日付け質問書に対する協議の内容（無回答とした）を記したもの」に対応する文書は、機構の職員が審査請求人への対応について改めて弁護士に相談した結果を、機構の総務部長へ送信した電子メールである文書7の2014年9月3日水曜日8:45送信メールが該当する。

オ 「平成27年2月25日付け及び平成28年9月3日付け質問書に対する協議の内容（未回答とした）を記したもの」に対応する文書は、審査請求人への対応について弁護士に相談した文書8の法律相談結果報告書が該当する。なお、「平成28年9月3日付け質問書」に対応する文書については、機構は、同年7月28日に、「質問書にてお尋ねの点は事件に関連するものと考えますが、事件は貴殿の訴え取下げにより終了しており、ご回答いたしかねる」旨の回

答書を郵送し、また、同年9月17日に、「同年7月28日付けの回答書が最終回答であり、これ以上のご回答は致しかねる」旨の回答書を郵送していることから、作成していない。

カ 「質問等に対する問合わせ（回答）若しくは対応等についての指針等を記したもの」に対応する文書は、機構がマスコミ等の対外的な対応が必要な場合の指針を示した文書である文書9が該当する。

キ なお、審査請求人からの訴えによる事件への対応について検討した際の記録である、文書4の打合せ概要及び同事件への対応方針等をまとめた記録である文書5の損害賠償請求調停事件原告請求内容については、審査請求人からの質問はないものの、本件請求文書のうち、「当該事案対処等に関する自平成22年9月1日至平成28年10月29日の協議の内容を記録したもの（担当部署並びに責任者明記）及び（当方への郵送分は除く）資料等すべての文書」に該当することから、特定の上開示したものである。

ク 念のため、本件審査請求を受け、処分庁に対し、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していると認めることはできない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件開示請求は、特定構築物に係る工事を起因とした特定の建物等への損害等の補償要求（以下「本件補償要求」という。）に関する経緯・協議・検討に関する一切の文書の開示を求めるものであり、本件対象文書を見分したところ、機構の対応や本件の経緯等が詳細に記載されていることが認められる。

(1) 交渉又は争訟に係る事務に関する部分について

ア 標題の不開示部分は、文書4の1枚目の「概要」の2以下の各項目の内容部分の不開示部分及び3枚目の3(1)の不開示部分、文書5の1枚目の標題部分を除く不開示部分、文書6及び文書7のメール本文の不開示部分（宛先及び送信者に係る部分を除く。）並びに文書8の「内容」欄の不開示部分であると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して当該部分を不開示とした理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

当該部分には、本件補償要求に関する対応について、損害賠償請求

調停に備え、機構職員と弁護士が打合せをした内容が記載されており、これらを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条3号の不開示情報に該当し、機構の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、その他当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから同条4号二に該当する。

ウ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該不開示部分には、本件補償要求に係る調停に関する対応方針や対応策として、弁護士からの助言や指示並びに今後のスケジュール、原告の主張に対し、本件工事に関連する機構の具体的な主張・対応や諸情報が対比され、具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

(イ) そうすると、当該部分を公にした場合、機構における個別案件での争訟の態様の詳細が明らかとなり、以後の類似案件における機構の交渉等が制約されることになるなど、契約、交渉又は訴訟に係る事務に関し、機構の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、法5条4号二に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 審議、検討又は協議に関する部分について（上記（1）で判断した部分を除く。）

ア 標記の不開示部分は、文書1の1枚目の12行目以降及び2枚目の不開示部分の全て（左端の弁護士の氏名部分を除く。）、文書2の「確認事項」の内容部分並びに文書3の1枚目の32行目及び33行目、3枚目の15行目及び16行目、23行目並びに4枚目の16行目及び17行目の不開示部分であると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して当該部分を不開示とした理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

当該部分には、本件補償要求に関する対応について、機構職員と弁護士が打合せをした内容が記載されている。これらは公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条3号の不開示情報に該当する。

ウ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該不開示部分には、本件補償要求に関して、機構職員と弁護士が行った詳細な事実確認及び機構職員が今後の対応や回答方法等について弁護士の助言を得たこと等が、具体的かつ詳細に記載されて

おり、また、これらの情報はいずれも検討段階のものであると認められる。

(イ) そうすると、これらを公にした場合、補償要求に対する対応やその具体的な手法等について、機構の検討段階の対応が誤って伝わる等により、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや今後の類似事案の検討において、機構内部での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれを否定できず、したがって、当該不開示部分は、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 個人の氏名、電話番号及びメールアドレスに関わる部分について（上記（1）及び（2）で判断した部分を除く。）

ア 標記の不開示部分は、文書1ないし文書5の本件補償要求を行った特定の個人の氏名、文書1、文書2、文書4及び文書6ないし文書8の機構の職員の氏名及び弁護士の氏名並びに文書6及び文書7の機構職員のメールアドレス及び内線番号であると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して当該部分を不開示とした理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

当該部分には、本件補償要求をした特定の個人並びに機構職員及び本件補償要求への対応について相談した弁護士の氏名が記載されている。これらは特定の個人を識別することができる情報であり、特に機構職員においては公表慣行のない機構本社総括課長補佐級未満及び機構支社課長級未満の職員の氏名であるため、法5条1号の不開示情報に該当する。また、機構職員のメールアドレス及び内線番号については、特定の個人を識別することができる情報であり、同号の不開示情報に該当する。

ウ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 本件補償要求をした特定の個人の氏名については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、法6条2項の部分開示の可否についても、当該部分は個人識別部分であることから部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 機構の職員の氏名については、いずれも各職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、同号ただし書該当性について検討する。

独立行政法人等の職員の氏名についてどの範囲を公表するかは各独立行政法人等の判断に委ねられているところ、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させた結果、機構においては、本社の総括課長補佐級（支社の課長級）以上の職員の氏名を開示の対象としているが、同補佐級に至らない職員の氏名については公表慣行がないとのことである。そして、当該不開示部分に記載された機構職員は、同補佐級に至らない職員であるとのことであるから、当該職員の氏名は、法5条1号ただし書イに該当する事情はない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、法6条2項の部分開示についても、当該部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 弁護士の氏名については、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該弁護士は、機構の顧問弁護士であり、本件補償要求に関し、その対応等を相談した際の機構と当該弁護士のやり取り等の記載のうち、当該弁護士の氏名を不開示にしたものとのことである。そうすると、当該弁護士の氏名は、法5条1号の個人に関する情報から除かれている事業を営む個人の当該事業に関する情報であると認められ、同号の不開示情報には該当しない。また、諮問庁は、当該不開示部分について、その外の不開示理由は説明していないことから、当該部分は開示すべきといわざるを得ない。

なお、文書6及び文書7のメールの差出人や宛先として記載された当該弁護士のメールアドレスが不開示とされていると認められるが、当該アドレスは当該弁護士の所属する弁護士事務所の住所や電話番号等と連記されているメールアドレスと同じものであることから、弁護士個人ではなく、弁護士事務所のメールアドレスであると認められ、上記1(5)のとおり原処分において不開示とされていないものと認めるほかはないから、判断しない。

(エ) 機構職員のメールアドレス及び内線番号については、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、機構では、電子メール及び内線電話については、業務遂行の上で連絡調整手段として使用しており、各職員のメールアドレスや内線番号は、個々の職員に割り振られていることから、職員管理等としても使用しており、公表慣行はないとのことであった。

そうすると、当該メールアドレス及び内線番号は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものに該当する

と認められる。そこで、同号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、同号ただし書イ及びロに該当すると認めるに足りる事情は見当たらず、当該職員に分任された職及び職務遂行の内容に係る情報ともいえないことから、同号ただし書ハにも該当しない。法6条2項の部分開示についても、当該部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 付言

上記1(2)で指摘したとおり、本件開示請求書(補正後のもの)の「請求する法人文書の名称等」欄には、開示請求者である審査請求人の氏名が明記されており、補正前の開示請求書の同記載(別紙の3)を見ても、本件開示請求は、開示請求者個人に係る文書の開示を求めていると解するのが自然である。このような開示請求に関しては、本来であれば、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独個法」という。)に基づき開示請求をすべきものと考えられ、処分庁はそのことにつき開示請求者に教示すべきものと考えられるが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁は開示請求者に対し、当該教示等は行っていないとのことである。

今後、自己情報について開示請求をしようとする者に対しては、独個法に基づく開示請求を行うことができる旨を窓口で説明するなど、開示請求者の開示の趣旨に即した適切な対応をすることが望まれる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び4号二に該当するとして不開示とした決定については、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、弁護士の氏名を除く部分は、同条1号、3号及び4号二に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、弁護士の氏名の部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

- ・平成2年の特定構造物工事に起因する特定個人の建物等への損害等の補償事案について、当該事案対処等に関する自平成22年9月1日至平成28年10月29日の協議の内容を記録したもの（担当部署並びに責任者明記）及び（当方への郵送分は除く）資料等すべての文書
- ・質問等に対する問い合わせ（回答）若しくは対応等についての指針等を記したもの

2 本件対象文書

- 文書1 特定路線建物補償要求に係る弁護士との打合せ内容文書
- 文書2 特定路線の工事に起因した建物補償
- 文書3 特定路線の工事に起因した工事補償要求への対応
- 文書4 打合せ概要
- 文書5 損害賠償請求調停事件原告請求内容
- 文書6 2014年7月17日木曜日18:44送信メール
- 文書7 2014年9月3日水曜日8:45送信メール
- 文書8 法律相談結果報告書
- 文書9 マスコミ等対応について

3 平成28年10月30日付け法人文書開示請求書（補正前）の開示請求文書

平成2年の不法行為未補償事案について

- ア 自平成22年9月1日至同年11月2日の協議内容（当該事案対処方針等）を記したもの
- イ 平成23年12月9日付け問い合わせ（回答）の協議内容（文言等）を記したもの
- ウ 平成26年7月9日付け及び同年8月27日付け質問書に対する協議の内容（無回答とした）を記したもの
- エ 平成27年2月25日付け及び平成28年9月3日付け質問書に対する協議の内容（未回答とした）を記したもの
- オ 質問等に対する問い合わせ（回答）若しくは対応等についての指針等を記したもの